

平安朝に於ける舞踊について (上)

櫻井秀

一、舞踊と社會生活

二、踏歌の盛衰(上)

三、踏歌の盛衰(下)

一 舞踊と社會生活

平安朝の舞踊について考ふるときは、何もその趣味が一般民衆にまでも理解せられたりしことを認むるなるべし。

雅樂の圈内に入るべき舞踊といへども、中流階級の子弟は殆どみな點技に關する多少の修養なきはホらず。故にたゞ興味のみを感受する程度のをれならば、恐らくすべての庶人に涉りて存せしならむ。されば中古の舞樂を以て民衆的基礎を有す

るものとなすも過言にあらざるなり。

左に二三の實例をあぐれば、

(1) 西宮記、七相撥

應和二年八月十六日有相撲事、侍臣等分左右
居南北○中略 卽左亂聲次拔頭小舍人次萬歲樂
無舞者次右長保樂忠善次朝臣輪台興光(序)延朝臣、
破濟時、垣代又用侍臣○中略次散樂侍臣五位六位童部相交
走并弄玉(下略)
輪鼓

(2) 同書、臨時八、臨時樂

康保三年十月七日此日覽殿上侍臣奏樂○中略

ること多く、延喜式は得にその禁制を規制せることも人の知るところなるべし。日本紀略承平二年七月十四日條に、

入夜命近臣踏歌、太后臨覽、到曉賜祿、

といひ、天元二年正月廿七日條にも、

爾降、天皇行幸石清水八幡宮、有男踏歌之遊

これ等の事實はみな平安朝の上下が歌舞の趣味と素養とに勝れたりし結果と見ざるべからず。

註

(1) 教訓抄六によれば興福寺にては正月十四日にその式を行へり。(鹿島社も同日にして、

鹿島志上
踏歌祭條 熱田社のそれは十一日なりとす)

(2) 同書卷四十一
彈正に「凡京都踏歌一切禁斷」とみゆ。

時代の特性は略これを述べたり。よりて以下少しく右の如く世に於ける舞踊界の状態を概叙せんとす。而してこの目的のためには(1)上代の舞踊が

如何に推移せしか(2)前代奈良朝以降その盛勢を持続する舞踊(3)新興の民衆的舞踊の三方面よりして述ぶるの要あり。然かれども、本編は第二第三の事項に限り、しかも、その間に於ける代表的例證として踏歌と五節舞及其他一二のそれについて記すに留れり。そのすべてを説くが如きは小編の任にあらず。

二 踏歌の盛衰(上)

踏歌の式の徴すべきものは「内裏式」上卷に載するところを以て最古となす。當時の制上によれば豊樂殿前にその儀を行はれ、早且より全日に涉るの例なりき。かくて「踏歌」はタウカと稱するを例とし、アラレバシリといふが如きは彼世の俗習に過ぎず。内裏式にはその次第を記して、

宮人踏歌、出自青綺門、五位二人分頭在前、差進經左近仗東頭南進、更西折當殿中階南進、當

顯陽堂南階時、大夫東去七許丈許北面而立、踏歌者踏分、即介著堂座、踏歌者欲還起座即進、引還如初、上下群臣起座拜舞如常、訖大藏省安祿於殿庭○中略 所司祿錄獻於殿上、即內侍令女史賜踏歌者、各有差、

本文の趣は女踏歌の状にして、年中行事繪卷等によりて、我等が知るどころのそれに比し遙に大規模のものなりしを覺るべし。

降て西宮記の時代に及べば式場は紫宸殿前に定められ舞人の殿上に登るは兩儀の際に限られぬ。

西宮記正月下
女踏歌條

男踏歌について見れば、その式を徴すべきものは「西宮記」を古しとす。それによれば、八日を以て式場の設備を命じ舞人用の杖を作進せしめ、また有力の諸家に對し當日饗饌の料を辨備すべきを命ず。右の他にも高巾子被綿等の準備を整ふ。かくて式日に先つこと六七日、御前に於て歌頭以下

參仕人員を選定し、それ等の人々は中院。雨雪のときは八省院舎章堂なに於て習禮を試む。し。當日の式については、本書の記すところ左の如

晚景著麴塵袍白下襲著座、打毬斗、鏝持等著位袍、內藏寮

被綿、作物所奉綿花白杖○中略 高巾子冠自所

給之藏人○中略 出御東孫崩南四面、注鋪毯氏、立御倚子、王卿依召參

上、敷圓座敷多長橋、

歌人於南殿西發調子、入自仙華門、列立東庭

踏歌周旋三度列立御前、言吹進出、○註略 奏

祝詞畢喚囊持三、囊持稱唯進、○中略 次奏此殿

曲著座、○註略 王卿以下殿勸盃、侍臣所乘行酒、三

四巡役吹調子唱、竹河曲、即起座列立如例、歌曲

唱役舞人已上、雙畢舞進北上東面南階、內侍

二人分被綿、且舞且還、○中略 奏我家曲退出、

自北廊戶向所々、曉歸參御座如初、○中略給酒

饌、此間奏管絃數巡、畢祿有差、

即ち夜間を通じての儀なりしを知る。

註

(1) 本書の注によれば、古くは更に盛大なりし如くに見ゆ。即ち「延曆以往踏歌訖縫殿寮賜棧楷衣、群臣著楷衣、踏歌訖共跪庭中、賜酒一杯綿十重、即夕令近臣絲引、至于大同年中此節停廢、弘仁年中更中興」といひ、糸引及楷衣を着して踏歌することなど廢せられし由いへるにて知らる。

(2) アラレバシリと訓むこと、釋日本紀十五述義にみえ、「私記」を引きて「今俗曰阿良禮走、師說此歌曲之終必重稱萬年阿良禮、今改曰萬歲樂、是古語之遺也」と説きたれど、朝野群載に載する踏敷の章曲には右の如き句見えず。

また「其舞ヤウ敷ノ舞テ飛ガ如ク舞ユエアラレバレト訓ス」といへる速水氏の説見聞私記卷九にみゆなどは採るに足らざるべし。ハシリは呪師

走などの「走」の義と均しからむ。

(3) また試樂をも行へりしは、日本紀略康保元年正月十二日條に「男踏歌試樂也」とみゆ。

(4) 御覽の席は必ずしも紫宸殿と限らず。記略康保元年正月十七日條に、「於清涼殿前御覽男踏歌」といへり。これは式目外なるためか、

男踏歌は平安朝の初期に於てしばらく中絶せしことありしも、寛平に及んで復興せられ、1)圓融帝の御代に至るまで上下の翫賞するところなりき。

當時の人々は思へらく、「踏歌者新年之祝詞、累代之遺美也、歌頌以延寶祚、言吹以祈豐年」。年中行事秘抄、正月踏歌條所引、仁なりと。されば歌人の列に入るものはいづれも多大の興味を以てその任を果せし者の如し。河海抄十初音所引李部王記延長七年の例を見るに、

踏歌人装(臑カ)「束」垂纓冠、麴塵關腋袍、白下襲、著深沓、持白杖、○中略 童子二人在舞人列、

左衛門督兒今阿子、其裝束如舞人、着花加兩鬢髮房
故貞文兒菖蒲町、

及著糸鞋、左少將行扶進○中略 唱鬘持、一聲、

清弘稱唯到綿處、唱一十百千萬億等數、云々

といひ、歌頭は左方左近衛權中將伊衛右方は右中

將實頼にして、御前の儀を了て、中宮(弘徽殿) 飛

香舍、承香殿、東宮の四ヶ所(3)に參り踏歌せしをい

へり。

踏歌人に對しては、各所に於て種々の饗饌を設

けその飲食を自由ならしむ。九曆○花鳥余情所引、承平四年

正月十一日條に、

踏歌飯驛被定之、中宮飯、北宮水、今宮飯許、

左大臣宿所水、右大將宿所飯云々、

なごいへるはその一例とすべし。上に述べたると

ころは式の大略に過ぎずして、その演奏法の委し

きことなどはすべて明かならず。朝野群載には踏

歌章曲といふものを載せたれど、その辭句は當初

より廢絶に至るまで同一のものゝみ行はれしども

思はれざれば、たゞ一例として見るを要すべし。

また踏歌に際し齊唱されしものが必しも唐様なる

唱詞のみならずりしことも推測せらる。

踏歌章曲

萬春樂々々々、々々々、我皇延祚億千齡、萬春樂、

元正慶序年光麗、萬春樂、延曆休期帝化昌、萬春樂、

百辟陪筵華幄内、天人感呼、千般作樂紫宸場、萬春

樂、我皇延祚億千齡、萬春樂、人雷湛露歸依德、萬

春樂、日暖春天仰載陽、萬春樂、願以佳辰掌樂事天

人感呼、千々億歲奉明王、萬春樂、(卷廿一、所收)、

朱雀天皇の朝には男踏歌のこと多く見え(承平四年、

六年等、村上、冷泉の御代にはその證なけれど、圓

融院のときまた史に現はれたり。日本紀略天元二

年正月十四日條に、

今夜男踏歌

かく記されしを終として、以後はその存否を知

るべからず。想ふに朝家の財政漸く傾きてその徒

費に堪えざりしにあらざるか。女踏歌のこゝは次項にみゆ

最後の男踏歌については、從來天元六年〇永正元正月十四日のそれをあぐるを例とす。

天元六年正月十四日有男踏歌、太政大臣藤原頼忠公、承香殿東庭、左大臣源雅信公、桂芳坊、右大臣藤原兼家公、藤壺、大納言爲光卿、神鳴壺、權大納言朝光卿、梨壺各爲上首有踏歌、今度以後男踏歌絶無之、(河海抄十初音)

果して本説が確實なるか否かは將來の考究を要すれども、予は未だ反證を知らず。

朝家の踏歌既に絶えて行に及びても、社寺の儀禮にその遺影を存する者は頗ぶる多かりしこと諸書の告ぐるところなり。

註

(1)年中行事抄正月男踏歌條所引、廣相卿傳に「仁和五年蒙勅造撰踏歌記一卷」、といひ、また「仁壽以後四代中絶不行、今年尋承和舊風

始行之」句みゆ。

(2)これを要するに踏歌は君主を祝ひ庶民の幸を希ふの意を寓する歌謠を伴へる行進舞曲なりといふを得べし。

(3)西宮記正月下踏歌の頭書によれば、延喜十年には尙侍及一親王の宿所に參れる由いひ、十三年には東宮息所、尙侍、承香殿御息所、克明親王、及東宮に參入せしこと河海抄十初音に引ける踏歌記にみえたり。

三 踏歌の盛衰(下)

男踏歌と並んで、平安の宮廷に於ける正月歳事の花なりしものは女踏歌なりとす。

前者の十四日を定日とするに對し、これは十六日に行はるゝの例にして、廟堂の貴人は多大の感興を以てその式に臨みしこと知られたり。菅公の詩にいはいく

正月十六日憶宮妓蹋歌

皇居在北澗天濶

遺意宮人整玉簪

此夜應同新月色

舞非春夢難行見

歌是昔聞便臥吟

每屬佳辰公宴日

空々濕損客衣襟

(菅家文章四)

かくの如き感想を懷いて地方に赴任せしもの、單に公のみにあらざるべし。

當日出演の妓女は内教坊のそれを中心とし、女藏人四人及中宮東宮妓女各二人等の參加するあつてこの數四十人に及ぶ¹⁾。然れども、右の員數は時代により沿革少なからざるはこれを想像し得べく江戸時代に於ては僅に二人に過ぎざりしこと夙に先人の傳へしところなり²⁾。

妓女の演ずるところは齊唱を伴へる行進舞曲にして指揮者の下にこれを行ふ。年中行事繪卷踏歌條を閲するに、妓女十一名と薙道外に侍立してその行動を視察する二女を描出せるを見て、これ即

ち妓女の師にして、當日の「後見役」なりとす³⁾。

かくて前文にも述べし如く行進曲に參加する妓女の員數漸次減少せしことは事實なれども、その傾向がいづれの時に起りしかは未だ詳ならず。想ふに、天曆九年一度女踏歌を停止せられ、安和二年に及び復興せらる⁴⁾。同年正月十六日女踏歌のことは日本紀略にみゆ。當時朝家の財政著しく

困難を加へ來れりしを以て見れば、第一次の舞妓減員はこの比に於て行はれしものと考へらる。

式の次第は西宮記正月下女踏歌 江家次第三等に出で

その作法は男踏歌の如く複雑ならざりしに似たり大要をいへば、當日南殿に御し、賜宴酣なるのとき坊家の奏あり。その了れるとき大夫二人劍帶に先導せられて舞妓出場す。

天皇渡御南殿中略 舞妓出中略 當校書殿南端東折、夾馳道分進南、更還北作大輪右廻、
○中略 留校書殿東庭、東向立唱歌了、退入參

三宮云々 (江家次第卷三)

「唱歌」は即ち踏歌の章曲を齊唱することにし
て、その辭句は時に沿革あるならんも、朝野群載
卷廿一 雜文上、所收「女踏歌章曲」により大要を知り得べし。

女踏歌章曲七首

(萬下同シ)

明々聖主億千齡、千春樂、無事無爲唯賞豫、々々々、
凝旒端拱任群賢、々々々、網疎刑措還千古、天人感

呼、治定功成太平年、千春樂、

明々聖主億千齡、千春樂、深仁潛及三泉下、々々々、

鴻德遐荒六合中、々々々、悅以使民々悅服、天人感、

呼、^(紀イ)一句
^(服カ)

明々聖主億千齡、千春樂、上月韶光早先春、々々々、

階前細草綠初新、々々々、南山雪盡春峰遠、天人感

呼、北闕煙生瑞雲淳、千春樂、

明々聖主億千齡、千春樂、君王曉奏旒蘇帳、々々々、

春日芳菲遣興催、々々々、曉光偏着青櫻柳、天人感

呼、寒色金舞玉砌梅、々々々、自此以下爲破、

明々聖主億千齡、千春樂、宮女春眼常嬾起、々々々、

被催中使繪粧成、々々々、雲鬢尙恨無新樣、天人感

呼、^(綴イ)霧殿還嫌色不輕、聖主億千齡、

明々聖主億千齡、千春樂、春歌清響傳金屋、々々々、

双蹈佳聲繞玉堂、々々々、借問曲中何憶有、天人感

呼、仙齡延祚與天長、聖主億千齡、

早年愛光華、千春樂、春遊不知厭、暮景朱顏、猶恨

韶光短、徘徊未欲還、^(不イ)聖主億千齡、以此爲急

踏歌の行はるゝは晚景以降なること、古くより

の例にして、必ずしも公事凌遲の結果とすべから

ず。江家次第^{卷一}内辨細記に、

踏歌日多及晚景參。是依月明庭、人踏歌故也、

云々

なごいへるもその理由の一端を洩せしならむ。更

に二三の實例を見れば、

主上依御物忌不出御、仍垂御簾、○中略 踏歌

月光朗明、妓女步雲踏歌、宮人退入後、諸卿

退下。(小右記寛弘八年正月十六日條)

晚景出御、節會如常、但雖掃庭雪、庭沙猶濕、

仍舞妓等於殿南廂舞、三匝畢引退出。(左經

記寛仁二年正月十六日條)

後文の趣によれば、當時舞妓の數古制に比し著

しく減少し居たりしを想はしむ。また唱歌の風も

鎌倉以降は絶えて行はれざりしが如し。

註

(1) 江次第卷三踏歌條に、「舞妓出西宮抄四十人

行、更還北行、踏至版位下折南舞三廻了如元退、の匂みゆ。しかれども現存する

ところの西宮記及西宮抄には本書に引用するが如き員數見えず。想ふに異本ありしならむ

(2) 年中行事故實考卷二、正月十六日條に、「禁

中にて舞妓二人長橋、右京大夫勾當内侍名仕女、これを勤む……

其形ばかりなり」とみゆ。

(3) これについては、江次第卷二、七日節會條に見

えし記事を參考すべし。

(4) 母后藤原穩子の忌辰正月四日に當るを以て

停止しせられしなり。本朝文粹卷四天曆九年

十二月二十五日の大政官奏管三品草を載せ、その

文に「正月元日、七日節會依舊不改、十六日

踏歌依詔停止、十七日射禮改月被行」ことを

請ふ由見えたり、(朱雀天皇の朝には前代后宮

の忌月なるにも係らず行はれしこと、日本紀

略天慶四年正月十六日條等、に見ゆ。)

(5) 園大曆延文元年正月十六日條に收めたる先

例によれば天慶元年のそれは「自酉二剋至戌

一剋月蝕」に遇へりと稱す。また帥記永保元

年正月十六日條にも、「申時計參内……次踏歌

女等廻庭退畢」など見えたり。

(6) 鎌倉以降のことは別篇に述べべし。